

第1回東久留米市社会福祉審議会 会議録

日時：令和5年9月27日（水）
午後7時00分～8時30分
場所：庁議室（市役所4階）

【事前配付資料】

- 資料1 東久留米市社会福祉審議会条例
- 資料2 東久留米市社会福祉審議会名簿
- 資料3 東久留米市地域福祉計画（第4次改定）の策定について（方針）
- 資料4 市民アンケート 調査票（案）
- 資料5 会議の公開に関する指針
- 資料6 東久留米市地域福祉計画検討委員会設置要綱

【当日配付資料】

- 資料7 東久留米市地域福祉計画（第4次改定）関係団体調査実施（案）
東久留米市地域福祉計画（第3次改定）冊子

1 開会

事務局：

本日は、お忙しいところ、ご出席していただきありがとうございます。ただ今より、第1回東久留米市社会福祉審議会を開催します。会議は市社会福祉審議会条例の規定により、審議会委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないとなっています。本日は全員出席のため、会議は成立していることを報告します。

次第に沿って進めます。

2 委嘱書の交付

事務局：

はじめに、次第の2、委嘱書の交付です。富田市長が各委員に委嘱書を交付しますので、お受け取りください。

（市長より各委員に委嘱書を交付）

3 市長あいさつ

事務局：

続いて、次第3、市長あいさつです。

市長：

社会福祉審議会では、学識経験者や保健・医療・福祉関係機関または団体の皆さま、公募市民の皆さまに委員をお願いしました。ご快諾を頂き、ありがとうございます。2年間の長期間、大変な重責となりますが、活発なご議論を頂き、より良い地域福祉計画の策定に力を貸していただきますようお願いいたします。

今の地域福祉計画は平成27年3月に策定し、令和7年3月に終了します。現行計画では、新たなつながりづくりを基本理念に掲げ、これまで支え合いの地域づくりを進めてきました。一例として、地域の新たな支え合いの仕組みづくりのために地域福祉コーディネーターを配置し、市内弥生地区の自主グループ「住みよいまち弥生」や、引きこもり家族会の立ち上げを支援するなどの取り組みを進めてきました。また、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の実施など、地域福祉の充実に向けた取り組みを推進してきました。

平成27年3月の現行計画策定からこれまでの間には、社会福祉法の一部が改正されました。平成30年の法改正では、市町村が地域生活課題を解決できる体制整備づくりに努めるものとされました。地域福祉計画が福祉の各分野での共通事項を定め、各種の福祉関係計画の上位計画として位置付けされました。令和2年の法改正では、市町村で地域住民との複雑化・複合化した支援ニーズに対する、包括的な支援体制を構築することが求められています。

現行計画策定から現在に至るまで、引きこもりやヤングケアラーなどの課題が社会でクローズアップされました。また、社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルス感染症の長期化により、孤独・孤立の問題がより顕在化しています。

市の人口は横ばい状況で推移していますが、今後の人口推計を見ると減少局面に入っていくことが予想され、現在約28%の高齢化率がさらに進展していくと考えられます。

先ほど述べたような課題については、地域のつながりが薄くなっていることに大きく関係していると考えています。今まさに迎えている高齢化社会を踏まえ、公助のみならず、自助や共助の仕組みづくりを進め、地域共生社会の実現に向けた取り組みが必要であります。公助の取り組みとしては、各部署や関係機関が連携して複雑化・複合化した問題を支援していくにあたり、役割を整理して、体制を整える必要があると考えています。

地域福祉計画策定にあたり、これまで市としては策定していませんでしたが、再犯防止推進計画、成年後見制度利用促進基本計画も包含した形で第4次改定の策定を考えています。

ただ今申し上げたこれらを踏まえ、今後10年の市の福祉について、活発なご議論を頂ければと思います。社会の変化が激しく、市の人口減少、超少子高齢社会の中、多くの課

題を抱えているわけですが、それぞれの立場から活発に意見を出していただければと思っています。

4 委員の紹介

事務局：

続いて、次第4、委員自己紹介です。本日出席していただいた委員の皆さまから、自己紹介をお願いいたします。

(委員自己紹介)

事務局：

併せて、事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局自己紹介)

5 会長・副会長の互選

事務局：

それでは、次第5、会長・副会長の互選に移ります。市社会福祉審議会条例の規定では、会長、副会長は委員が互選することになっています。立候補あるいは推薦の方をお願いします。

委員：

学識経験者で専門的見識の高い、北川委員にお願いできればと思います。副会長には、社会福祉審議会委員の経験がある、磯部委員にお願いしたいと思います。

事務局：

〇〇委員から会長に北川委員、副会長に磯部委員の推薦がありましたが、いかがでしょうか。

(拍手で承認)

事務局：

会長に北川委員、副会長に磯部委員にお願いしたいと思います。

会長、副会長よりごあいさつをお願いします。

(会長・副会長 就任あいさつ)

6 諮問書の交付

事務局：

次第6、諮問書の交付に移ります。審議会は、市社会福祉審議会条例の規定に基づき、市長から諮問書の交付をさせていただきます。

(諮問書の交付)

事務局：

富田市長は公務のためここで退席します。

(市長退出)

ここからの議事進行は会長をお願いします。

7 配付資料の確認

会長：

それでは、次第7「配付資料の確認」について事務局から説明をお願いします。

事務局：

事前に資料を郵送しましたが、あらためて確認をお願いいたします。

今回の審議会の次第が1枚。

資料1「東久留米市社会福祉審議会条例」が1部。

資料2「東久留米市社会福祉審議会名簿」。

資料3「東久留米市地域福祉計画（第4次改定）の策定について（方針）」。

資料4「市民アンケート調査票（案）」の冊子が1部。

資料5「会議の公開に関する指針」が1部。

資料6「東久留米市地域福祉計画検討委員会設置要綱」。

本日、机上に配付している資料は次のとおりです。

資料7「東久留米市地域福祉計画（第4次改定）関係団体調査実施（案）」が1枚。

「東久留米市地域福祉計画（第3次改定）」の冊子。

以上です。配付資料の漏れ等がありましたら、事務局に申し出てください。

8 審議会の運営方法について

会長：

続いて、次第8「審議会の運営方法について」の説明をお願いします。

事務局：

この審議会は市社会福祉審議会条例に基づき、市長の諮問に応じ社会福祉に関する重要事項について調査・審議して、市長に報告します。今回、地域福祉計画の内容について審議し、報告を頂きます。審議の傍聴については、会議の公開に関する指針によると原則公開で、非公開の決定は審議会等の長が会議に諮って行うこととなりますので、傍聴者の確認をお願いします。

会議録については全文筆記での作成を考えています。

会長：

説明に対して意見、質問等はありませんか。

会議の傍聴を認めてよろしいでしょうか。

(意見なし)

会長：

傍聴希望者が1名いらっしゃるとのこと。

(傍聴者入室)

9 東久留米市地域福祉計画（第4次改定）の概要について

会長：

続いて、次第9「東久留米市地域福祉計画（第4次改定）の策定について（方針）」の説明をお願いします。

事務局：

資料3「東久留米市地域福祉計画（第4次改定）の策定について（方針）」の説明で、東久留米市地域福祉計画（第4次改定）の概要説明とさせていただきます。資料3をご覧ください。

東久留米市は平成6年3月、「東久留米市地域福祉計画」を策定し、その後数度の改定を経て、平成27年3月には現行の「東久留米市地域福祉計画（第3次改定）」を策定し、地域福祉の増進を図ってきました。現行の計画期間が令和6年度末で、次期計画の策定が必要となり、審議をお願いしています。

現計画の期間中、社会福祉法が平成30年の改正で、地域福祉計画が福祉の各分野における共通事項を定め、各種福祉関係計画の上位計画に位置付けられました。また、平成28年の「再犯の防止等の推進に関する法律」の公布で、「地方再犯防止推進計画」を策定することが努力義務化されました。さらに、同年「成年後見制度の利用の促進に関する法

律」の公布で「市町村基本計画」の策定が努力義務化されました。この2計画については、国の手引き等で地域福祉計画に包含して策定する手法が示され、多摩26市でも多くの自治体がこの手法を採用しています。

こうしたことから、「東久留米市地域福祉計画（第4次改定）」の策定にあたって、福祉分野の上位計画として、関連する計画との調和・連携を図り、「地方再犯防止推進計画」と「成年後見制度利用促進基本計画」を「東久留米市地域福祉計画（第4次改定）」に包含する形で、一体的な策定に取り組んでいきたいと考えています。

2ページ中段の「(4) 東久留米市地域福祉計画の位置づけ」ですが、図のとおり、本計画が市の福祉の各分野の共通事項を定めるものであり、市長期総合計画をはじめとした他の上位・関連計画と整合を図り、策定していく必要があります。

「3. 本計画の計画期間」は令和7年度から16年度までの10年間です。国や都などの動向を踏まえ、福祉関連制度の改正などに柔軟に対応できるよう、必要に応じて計画の見直しを行います。

3ページの「4. 検討体制」として、本計画の策定は学識経験者や福祉関係団体の代表者、公募市民等で構成する市社会福祉審議会を中心に行います。なお、地域福祉計画に包含して策定する「再犯防止推進計画」「成年後見制度利用促進基本計画」の検討は、有識者からの意見聴取なども併せて行っていきたいと考えています。改定にあたり、アンケート調査を実施するなど市民の意見を踏まえ、市職員で構成する市地域福祉計画検討委員会で検討・調整しながら作成していきます。

社会福祉審議会の委員構成は、第1号委員（学識経験を有する者）に2名、第2号委員（保健医療機関又は団体が推薦する者）を2名、第3号委員（福祉関係機関又は団体が推薦する者）を4名、第4号委員（公募市民）を3名の計11名に委員をお願いしています。市職員の会議体である市地域福祉計画検討委員会は、市地域福祉計画検討委員会設置要綱に基づき、庁内の関連部課の管理職職員で構成しています。

4ページの「5. 改定の手法」は、(1)の①～④にあるとおり、基礎調査及び課題の整理を行った後、(2)の①～③にあるように、審議会や庁内検討委員会で検討を進め、パブリックコメント等で市民の意見を頂きながら、「地域福祉計画（案）」を策定したいと考えています。本計画の策定にあたり、策定支援業務を受託している事業者とも連携を図り、作業を進めます。

最後に改定スケジュールは、示したスケジュール表のとおりです。令和5年度中は市民へのアンケート調査や関係団体へのヒアリング等を中心に行い、令和6年度中にパブリックコメント等を実施し、計画策定への流れを予定しています。審議会の実施については、令和5年度中に3～4回、令和6年度中に6回程度を予定しております。

会長：

説明に対して意見、質問がありましたらお願いします。

議論を重ねていく中で、上位計画の意味などを確認し、共通認識を図りながら進めなければいけないと思います。今後疑問が出れば、意見、質問を頂ければと思います。今のところ、よろしいでしょうか。

(意見なし)

10 市民アンケート調査の実施における調査票の内容について

会長：

続いて、次第10「市民アンケート調査の実施における調査票について」の説明をお願いします。

事務局：

アンケートは市民から意見や日ごろ感じている地域課題などを聞き、計画策定に役立てることが目的です。18歳以上の市民2,000人に対して実施する予定です。調査は郵送と併せて、インターネットでも回答できるように仕組みを整える予定です。こうしたアンケート調査は第3次改定の際にも実施していますが、法改正に伴う地域福祉計画の位置付けの変更や、「地方再犯防止推進計画」「成年後見制度利用促進基本計画」を「地域福祉計画」に包含する形で策定することから、市民アンケート調査の質問内容もそれに合わせ、前回の調査に比べて若干の変更があります。

質問内容案は、2、3ページの「問1～8」は本人についての質問です。次の4、5ページの「問9～15」は「近所付き合い、地域の暮らしについて」の質問です。6ページの「問16～19」は、「地域の活動について」の設問です。7～8ページの「問20～24」は、「相談や情報について」の質問、8ページの「問25」「問26」は、「災害への備えについて」の設問です。9ページの「問27～29」は、「権利擁護支援について」の設問です。10、11ページの「問30～32」は、「再犯防止について」の設問で、11ページの「問33」「問34」は、「市の地域福祉について」の自由記述の設問です。

皆さまにはアンケート調査票（案）を事前に配付していましたが、本日は質問内容の追加や削除、修正点があれば意見を頂ければと思います。

会長：

説明について意見、質問等ありましたらお願いします。

委員：

「問11」の「あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか」という質問で、「たまにある」「ときどきある」の回答選択肢について判断が難しいと思います。もう少し具体的に頻度などを聞くといいと思う。「問15」の「周りの人に（家族以外）に手助

けができること（してもいいこと）はありますか」に対しては、選択肢から1つを回答するようになっていますが、恐らく1つではないと思いますので、複数選択にしたほうが良いと思います。

会長：

「問11」の回答は、回数で示すなど具体的なイメージが伴えばいいという意見です。

「問15」に関しては、回答を1選択することになっていますが、複数持つ人もいないかとの意見でした。いかがでしょうか。

事務局：

「問11」については、文言を調整し分かりやすく手直したいと考えています。「問15」はご指摘のとおり、1つではないとの印象を受けましたので、集計上も問題ないため「複数回答可」と修正したいと思います。

委員：

「問10」は、答え方に迷い考えてしまいました。説明していただいても書かないといけなのではないかと思いました。例えば、「同居していない家族、友人とのコミュニケーション」は、いろいろな人を想定して考えてしまいます。直接会ったり、電話で話したりとそれぞれ相手が違うということで考えるのか、それとも同じ人として考えるのか、答え方が分かりません。

会長：

「同居していない家族、友人」がひとくくりになっており、分けたほうが分かりやすいのではないかと指摘です。

委員：

あの人とは直接会っているけれども、この人とはSNSだけという感じの関係もあり、この分け方では答えにくいと思いました。

事務局：

一読して、誰を考えどういうレベルで接点があるのか、分かりにくいところはあると思います。同居の家族ではなく、同居の方以外の方との接点の持ち方で設問を用意したためこのようになりました。分かりにくさのニュアンスは指摘していただきましたので、設問の中で説明が工夫できればと思います。

会長：

私も家族や友人、知人であろうが、その人たちの誰かとかうした関わりがあれば、「チェックする」という設問なのかと読み取りました。例えば、そういう説明を入れたり、設問自体を細かくするなどの修正があるかと思います。

事務局：

その部分は分かりやすく工夫したいと思います。

委員：

家族と友人とでひとくくりになっていますが、それぞれ頻度が違うため、迷ってしまうと思います。家族と友人が同レベルだと分かりづらく、分けたほうが回答しやすいと思います。

事務局：

設問数の関係もありますが、分けたほうが分かりやすいのも理解できます。工夫し、分かりやすく整理したいと思います。

委員：

全体のボリューム感があると思います。今回はこれくらいのボリューム感で、回答は結構返ってきたのでしょうか。

事務局：

前回のアンケートに比べ、設問数は前回とおおむね同一レベルで作成しています。ご指摘のとおり、ボリュームが増えてしまうと回答が減ってしまいます。前回の回答率は36.9%でした。

委員：

これも設問数が増えてしまうかもしれませんが、「問7」「問8」で住まいの地域に愛着を感じるか聞いています。例えば「とても感じる」と書いたときに、何が要因で「とても感じる」のか、理由などがあればと思います。よく知りたいと個人的に思ったこともあります。具体的なところがあれば、身近に感じられて、参考になると思います。

会長：

意味が伝わってくるといいのではないかとということです。

事務局：

個別に自由記述欄を設ける形にするのか、「問33」「問34」の自由記述欄に振るか、設

間を工夫するか、いずれか対応できればと考えております。

会長：

全体のバランスも見て、検討するというごをお願いします。

委員：

この計画には、「成年後見基本計画」と「再犯防止推進計画」があります。成年後見制度については社会福祉協議会に委員が多くいますが、再犯防止については関係委員がおらず、何かあったのかが1つ。メンバーの中に再犯防止に関する保護司など、更生保護に関わっている人が呼ばれなかった理由は何でしょうか。

事務局：

この審議会は関係条例の規定で、制度上部会設置が可能です。設置は会長ができるようになっており、今後の計画の中身を詰めていく段階で、部会設置も想定しています。当初のメンバーには保護司はいませんが、そのような想定もありながら準備を進めています。

会長：

今後、これらの問題・分野について詳しく検討、意見聴取を要する場合、部会を別途設けることもできるということですね。

事務局：

そのとおりです。

北川会長：

私の見解で恐縮ですが、こちらの計画では、再犯防止そのものの取り組みよりも、これらを地域の中でどう守っていくか、そして、できることを高めていくところが主になります。専門的な知見を求められる場合も出てくると思いますが、議論の中で疑問が出た場合、次回までに事務局で取り組みを整理してもらう手法もあるのではないかと解釈していました。この後、追加することは手続き上、難しいと思います。この部分は注視していただきたいと思います。私たちだけでは足りず、専門的な意見が必要な場合には、この場で協議し、次の方策に話をつなげる形でいかがでしょうか。

(意見なし)

会長：

その他にいかがでしょうか。

委員：

アンケート回答者には、視覚障害の人などを想定した点字のアンケートは用意があるでしょうか。できればそのような態勢も取ってほしいと思います。

8ページの「5 災害への備え」で、「2 避難場所や避難経路を確認している」との回答選択肢は、「市のハザードマップを確認している、知っている」などと具体的に書いたほうが分かりやすいと思います。

会長：

視覚障害者らに向けた点字や、聴覚障害の人に対する配慮を想定しているかということと、「問25」の回答としてハザードマップを具体的に選択肢として示してはどうかとの意見でした。

事務局：

2点目について、「ハザードマップで把握している」との回答が意識の程度も分かりやすいため、修正したいと思います。1点目の障害者らに対する配慮については、QRコードのようなものを付ければ可能と思います。

事務局：

各自治体でアンケート調査を実施する際、点字版をつくる市町村もある一方、多くは労力の問題もあり、点字が必要な場合、家族に読んでもらったり、本人から答えを聞いて代わって回答を記入したりするなど、家族の協力を求めて対応する例は多くあります。別途つくる手法もありますが、対応の一例を紹介しました。

事務局：

ただ今の意見については、事務局でも整理しながら、うまくできるかどうか検討したいと思います。

会長：

では、事務局で整理していただくことにします。

災害福祉、被災後の生活支援が専門ですので、その立場から「5 災害への備え」についてお聞きします。設問が尋ねている災害への備えは、緊急期直後の対応だけではないと考えています。避難所や仮設住宅などの先の生活も防災の取り組みとして大事です。

そのため、「あなたが知る防災の取り組みや災害後の取り組みについて」といった設問を1つ追加し、回答に「福祉避難所」「災害ボランティア」「災害ボランティアセンター」

「仮設住宅」などの選択肢を設けることで、市民が持つ先のイメージを把握することが、その後の対応・対策にもなってくると思います。その辺を伺う設問があればと思いますが、いかがでしょうか。

事務局：

指摘された点を踏まえ、事務局で設問案をつくっていきたいと思います。

委員：

市のハザードマップにも福祉避難所が紹介され、行政からの指示がないと開所できない仕組みになっています。しかし、ハザードマップには、そこに行けば開所されるような書き方になっており、他の事業所からも通常、高齢者や障害者らがいたりして、市民が来ても難しいとの話も出ています。災害に関しては、この場でも今後話ができればいいと思いますが、ハザードマップでは福祉避難所の記述が課題になっていることをお知らせしておきます。

会長：

アンケートとは少し離れ、この場でも今後の運用面について、議論が必要であり、大切なところだと思います。

委員：

アンケートは18歳以上から85歳以上まで同じ設問で聞く形になっていますが、設問の内容からは年齢層が高い人が答えやすい項目が多い印象です。今後、若者が地域の中で生きづらさをどう感じていて、どのような形で地域に参加したいのかが大事になってくる気がしています。例えば「問3」で、引きこもりなど生きづらさを抱えている人が出てこないことが気になっています。若者や子どもがどのようなことで悩んでいるのかを聞く機会があればいいと思ったのが1つです。

「問14 地域で次のような世帯を見たり、聞いたりしたことがありますか」の問いに対して、割とありそうな選択肢が並んでいます。しかし、実際には地域の中で見えてこないことが多くあります。聞き方として、世帯のことがどの程度見えていて、課題が見えてくるか気になっています。地域で見聞きすることが大変になっている状況の中、「気になる世帯」という項目があってもいいと思っています。認知症の人がいて、少し心配になる事例を見聞きした際、何ができるかを考えているかを聞ければいいと思っています。

「問16」にある活動参加に関し、若者らが何かをやりたいと考えたときに、どこかに所属して活動する形なのか、新しい参加の形態が考えられるのかなど、若者が書ける選択肢があればいいと思いました。

第3期の計画で、地域福祉コーディネーターが設置されたモデル地域で祭りなどがあつ

たと思います。第4期に向けて、第3期で取り組んだことに対する考えを問う設問も、あっても良かったのではないかと気になりました。

会長：

総体的には若者に関わる設問・質問が少ないのではないかという意見でした。「問14」はもう少し具体的にとの話がありました。「問16」も若者に関われるような設問があればとの話でした。また、第3期の取り組みについて、市民の声を聞いてはどうかということでした。

委員：

そのものを聞くことは難しいと思いますが、地域福祉コーディネーターを置いて、取り組んだことについての反応を聞く設問があればと思います。

会長：

第3期での取り組みがコーディネーターを抜いて、具体的な聞き方をすればということですね。

委員：

例えば、8ページの「問22」も、地域では相談しづらい事情もあり、地域福祉コーディネーターなどがいろいろな場面に出向き、困りごとを拾う活動をしていると思いますが、相談しやすくする方法などで、地域福祉コーディネーターが工夫したものが選択肢に入ればいいと思いました。

会長：

これに関連して意見はありませんか。

委員：

地域課題を探る意味では、「問3」で引きこもりなど、家族以外と接触する機会のない人がいるかという内容の設問があればいいと感じました。

地域福祉の活動組織が高齢分野に偏っている感じがします。「問19」に地域活動支援センター「めるくまーる」など、障害分野の相談を受けるところがあってもいいと思います。「問20」でも障害分野でサービスを利用するためには、相談支援専門員に相談する必要がありますが、その選択肢がありません。その選択肢があれば、存在を知るきっかけになるとも思いますので、名前が入っていればいいと思いました。

災害に関連して、避難所の運営マニュアルがあることを知っているか聞いたり、避難所運営審議会についても、尋ねる設問があればと思います。運営マニュアルをつくる際、福

社的な課題がある人への対応をめぐり意見を交換しますが、マニュアルがあることを地域が知らない場合も多く、それがつながる質問になればいいと思います。緊急時のみではない防災意識を問う質問を膨らませ、市ならでは取り組みを知っているかどうか聞く項目があればいいと思いました。

会長：

「問3」の中に、「家族以外のつながりをなくしている人がいるかどうか」などの聞き方も入れてはどうかという話でした。また、障害分野の窓口を知る設問が少ないという意見で、「問19」で相談機関の設問があればいいということでした。「問20」では、障害がある人の相談窓口になる相談支援専門員に関する設問があってもいいとの意見でした。

「問26」では、避難所運営マニュアルの存在など、少し幅を広く聞いてはどうかという意見でした。

この場で議論を深めるのは難しいと思いますので、頂いた意見は事務局で整理・議論していただき、次回に継続することよろしいでしょうか。

(意見なし)

会長：

それ以外にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。計画策定にあたり、動向を知る重要な手段です。本日出た意見を踏まえ、事務局より提案していただく形を取りたいと思います。

11 団体ヒアリングについて

会長：

続いて、次第11「団体ヒアリングについて」の説明をお願いします。

事務局：

資料7の「東久留米市地域福祉計画（第4次改定）関係団体調査実施（案）」をご覧ください。地域福祉計画を策定するにあたり、前回の策定時と同様、市民アンケート調査と併せて、市内の福祉関係団体へのヒアリングを実施する予定です。調査は市の地域福祉の課題や社会資源、団体の活動上の課題、連携方策の把握が目的です。今年度に策定作業している障害福祉計画・障害児福祉計画と高齢者福祉計画・介護保険事業計画、来年度に策定する健康増進計画でも、関係事業者・団体に対してヒアリング調査を実施中です。それらの調査結果も共有・活用しつつ、地域福祉計画では主に地域活動を行う団体、制度の狭間の問題について活動を行う団体などを対象にした調査を実施する予定です。

調査の流れについては、現在調査対象の検討や調査票の作成を行っており、今後対象者

へ調査票を配付し、インターネットを通じて回答してもらう方法を検討しています。回答していただいた団体の中から、5団体程度に詳しく聞き取りを行い、取りまとめ・分析を行う予定です。

調査設計については、調査対象として自治会や民生委員・児童委員、ひきもり家族会・支援者、フードパントリーや子ども食堂などの運営者・団体、成年後見制度に関係する団体・支援者、再犯防止に関係する団体・支援者等を想定しています。調査項目については、活動を通して感じる地域のつながり・課題、活動を続ける上での課題・必要なこと、他の団体との連携の現状・今後の意向、今後、力を入れるべき取り組み、市に期待する役割など、4つの項目について調査する予定です。

聞き取り調査の方法は、策定支援委託事業者によるインタビューを予定し、ヒアリング対象は回答した団体の中から5団体程度を想定しています。

会長：

説明に対して意見、質問等はいかがでしょう。

委員：

調査対象に市シニアクラブ連合会が入っていませんが、どうでしょうか。

事務局：

他の計画での聴き取り調査も活用するため、重複しないように考えていますので、他の計画の調査内容を確認し、お話を伺っていないようであれば是非お願いしたいと思います。

会長：

調査対象に直接その立場にある方の集まりも市内に多いと思います。他の計画との兼ね合いもあると思いますが、その辺りの確認もお願いします。

事務局：

承知しました。

12 その他

会長：

最後に、次第12「その他」について事務局から何かありますか。

事務局：

次回の審議会は、日程の詳細が決まり次第お知らせします。

委員：

開催時間はこの時間帯になりますか。

事務局：

今のところその予定ですが、夜の開催が厳しい事情があればお聞きしたいと思います。

会長：

日中だと、それぞれの仕事もあり難しいと思います。

その他にありませんか。

委員：

アンケートの性別の「その他」について、より具体的に書きたい人もいます。「その他（ ）」として、自由記述ができる形にしてはどうかと思います。

会長：

「男性」「女性」「その他」となっていますが、「その他」だけでなく、かっこ書きで書ける欄があれば、意思表示したい人は書くのではないかということです。

事務局：

事務局で整理したいと思います。

13 閉会

会長：

これで準備した予定はすべて終了しました。委員の皆さまには、議事の進行等にご協力を頂きありがとうございました。以上で終わりたいと思います。